

平成30年度 第3回習志野市安全で安心なまちづくり協議会の概要

会 議 名	平成30年度 第3回習志野市安全で安心なまちづくり協議会
開催日時	平成31年2月14日(木) 午後3時30分から午後4時30分
開催場所	消防庁舎4階 会議室
出席者	<p>委員：飯田会長、田中副会長、三代川委員、五関委員、鈴木委員、野手委員、小林委員、石井委員、寺井委員、石毛委員、足立委員、橋爪委員、小熊委員、井上委員、榎本委員</p> <p>事務局：協働経済部 竹田部長 防犯安全課 平野課長、高田係長、山平、野村</p> <p>傍聴人：0名</p>
議 題 及び 会議の概要	<p>第3回習志野市安全で安心なまちづくり協議会 委嘱状交付式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 閉会 <p>協議会会議次第</p> <p>開会</p> <p>第1 習志野市安全で安心なまちづくり第2期実施計画（案）について</p> <p>第2 その他</p> <p>閉会</p>
	<p>委嘱状交付式</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 開会</u> <u>2. 委嘱状交付</u> <u>3. 閉会</u> <p>第2回習志野市安全で安心なまちづくり協議会 開会</p> <p>習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則第3条第2項に基づき、飯田会長が議事進行。</p> <p>第1 習志野市安全で安心なまちづくり第2期実施計画（案）について</p> <p>事務局より、資料に基づき説明。</p> <p>第1期実施計画期間中に実施した内容を踏まえ、第2期実施計画をより充実した内容にしていきたい。</p>

実施計画策定の主旨について

市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的に2015年度から2025年度までを計画期間とした習志野市安全で安心なまちづくり基本計画に基づき、市・市民・事業者が実施する具体的な施策等を明確にした、第1期実施計画が平成30年度をもって満了する。

この第1期実施計画に基づき防犯の各施策に取り組んだ結果、犯罪発生件数が減少するなどの一定の成果を得られている。

そこで、基本計画に基づき作成した、第1期実施計画の実績、成果等を踏まえ、更に充実かつ効果的に施策が推進できるよう第2期実施計画を策定する。

なお、「習志野市安全で安心なまちづくり第2期実施計画（案）」については昨年12月に市長、副市長に意見をいただき、その意見を反映させたものとなっている。

【各ページの説明】

第1部「総論」

1ページ目、1、「実施計画策定の趣旨」については、防犯の各施策について、更に充実かつ効果的に推進することを目的としている。

犯罪発生件数は平成15年を基準に減少傾向にあり、一定の成果が得られている。

2、「実施計画の期間」については、基本計画の目標年次である2025年度までの計画期間を見据えながら、第2期実施計画の期間を2019年度から2021年度までとしている。

3、「実施計画策定の方針」、4、「実施計画を推進するにあたって」については、第1期実施計画を踏襲したものとなっている。

5、「施策の体系」については、基本計画及び実施計画での「基本的な考え方」の表示に合わせている。

3ページ目には参考資料を添付。

第2部「実施計画の内容」

4・5ページ目「自らを守る意識の高揚」について、主な施策は、防犯安全課が中心となって実施している啓発事業、具体的には「防犯研修会の開催」、「市内7駅での防犯キャンペーン」、「安全で安心なまちづくり市民大会の開催」また広報紙やHP等を活用した周知啓発を行い、市・市民・事業者の防犯意識の高揚を図る。

また、これまで同様にキラット・ジュニア防犯隊には、「犯罪被害者にならない。犯罪加害者にならない。犯罪をさせない。」この3つスローガンを実現するための知識等を学び、自らを守る意識の高揚を図る。

6・7ページ目、「情報発信と情報共有のさらなる推進」について、主な施策は、1つ目、市の施策（1）「連携体制の推進」、④「交番の適正な配置」欄について、移動交番車2台の有効的な活用について、習志野警察署との協議を行う。

2つ目、市の施策（2）「市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備」、②「連絡体制の推進」欄について、パトロール実施者への研修会を年2回実施する

など、警察等への通報等の連絡体制の充実を図る。

8・9ページ目「協働による地域防犯活動の推進」について、主な施策は、広報紙、HP等を活用した周知啓発、防犯キャンペーン等の開催、子供110番の家の拡充。

さらに市の施策(2)「高齢者等を対象とした施策の推進」、④「高齢者を対象とした、新たな犯罪に対する施策の推進」欄について、近年増加している「電話de詐欺」撲滅に向けた取り組みとして、平成30年6月28日に、習志野市、連合町会連絡協議会、商工会議所、防犯協会及び習志野警察署と締結した協定を継続し、高齢者が詐欺などの犯罪に巻き込まれないよう努めていく。

10・11ページ目「犯罪防止に重点を置いた都市環境整備」について、主な施策は、道路照明、防犯灯及び公園における照明灯の整備を行う。

また、市の施策(1)「犯罪防止に配慮した都市環境の整備」、⑩「空家等の対策」欄については、空家等対策計画に基づき、管理不全空家等に対して、所有者調査、立入調査等を行うとともに、問題のある空家等がないか、防犯パトロール実施時に確認を行い犯罪防止に重点を置いた都市環境整備に努めていく。

前回の協議会からの変更点

10ページ、市が行わなければならないこと、(1)犯罪防止に配慮した都市環境の整備、②、⑧、⑨、括弧内の担当課表記を、多部署にわたって担当があることから、「各施設の所管課」に変更。

また、⑦公園内の施設の適正な維持管理の備考欄について、「職員巡回 年3～4回」を「職員巡回 月1回」に修正し、(2)保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の推進、①学校などにおける安全(防犯)対策、管理体制の整備の事業概要欄について、基本計画に記載されている文言を踏襲する形で、変更。

次ページ以降は資料編となっている。

- ・「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」
- ・「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則」
- ・「安全で安心なまちづくり連絡協議会設置要綱」
- ・協議会委員名簿
- ・連絡協議会委員名簿

【まとめ】

第2期実施計画(案)では、基本計画との整合を図り、また、第1期実施計画を参考とし、より具体的な施策を記載している。本市を取り巻く社会情勢や犯罪状況等を的確に把握し、更に充実かつ効果的に施策が推進できるよう、努めていく。

■質疑等

- 【委員】詐欺の電話が多数かかってきているが、どの程度の内容の場合に警察に相談した方がいいのか教えてほしい。
- 【事務局】・平成27年以降、被害件数・被害額が悪い意味で右肩上がり。
・詐欺の予兆電話が多数あった場合には、市役所と警察署が連携して、防災行政無線での注意喚起を行っている。
- 【委員】・手口が巧妙かつ複雑化しており、劇場型と呼ばれる、複数人の登場人物が出てくる手口が増加している。
・注意喚起、防犯指導等の対応ができるので、少しでも怪しいと思った時点で警察に連絡してほしい。
- 【委員】10ページ(2)保、幼、こども園、小・中学校における安全(防犯)対策の推進について、侵入者に対する防犯警備機器の活用について、防犯警備機器というのは防犯カメラ等の機器が設置されているという解釈でよいか。
- 【事務局】防犯カメラや監視カメラ、緊急通報装置、窓ガラスを割れにくくするシートやピッキングされないような鍵等の防犯警備機器等、犯罪者が使う手口の上を行くような防犯グッズというものが販売されているので、そのようなものを各施設で活用してほしいという表現である。
- 【委員】交番の適正な配置について、2台の移動交番車は決まったところに配置されて活用されているのか。
- 【事務局】・各移動交番車は警察官2名及び移動交番相談員が1名、計3名で活動している。
・活動内容は、事件事故の多発地域において移動交番を開設し、各種届出の受理や安全相談への対応、巡回パトロールなどを実施している。
・事件事故がなくても来てほしい場所があるときなどには、警察と協議し、協力をいただいている。
- 【委員】藤崎地域では袋小路が多く、犯罪も多いと聞いているが、配置されているのか。
- 【委員】・移動交番を行った経緯が、森田知事の発案により、交番の少ないところに簡易的な交番を設置することによって、市民からの要望などに応えるといったことが趣旨である。
・設置要望があり次第、検討している状況。
・具体的な移動交番の配置計画については担当課が異なるため警察の生活安全課では把握していない。
- 【委員】交番に行ってもパトロール中で交番内に人がいない時がある。常に一人はいてもらうことは可能か。
- 【委員】・いろいろな考えがあり、常に交番にいてほしいという意見と、交番にいくらいならパトロールしてほしいという意見もある。
・警察退職者が交番相談員という形で、昼は可能な限り交番で相談や連絡等を行っているが、警察官の数自体が少なく、人員を満足に配置できていないのが現状である。

- 【委員】公園での猫への餌やりや、男女の行為等の問題についてどう対応したらよいか。猫の赤ちゃんも生まれ困っている。
- 【事務局】・猫の餌やりについては都市環境部が管理している。
・去勢手術の助成等、飼い主がいない猫に対する制度があるので、詳しい情報を教えてもらえれば、担当から対応について相談させていただく。
- 【委員】・法律的な観点だと、大前提にあるのはモラルの問題である。他には犯罪ではないので啓発での対応、管理権の問題等が出てくる。
・市の中で協議できることはして、できないことはモラルの問題として、人に迷惑がかからないようにするのはどういうことかを一緒に考えていかなければ解決しない問題だと思う。
- 【委員】11ページ、(2)①の各種事件・事故を想定した安全教育について、自転車で右側を通行する等マナーがなっていない人が多いので、もう少し取り締まってもらえないか。
- 【事務局】・20年、30年前よりも自転車のマナーが悪いと報告を受けており、事件事故も多発している現状は把握している。
・市では小・中学校の生徒を対象にスタントマンを使ったスクエアドストレイトという実演にて啓発、指導をしている。
・社会人等に対しては、ホームページや広報紙、警察と協力して注意喚起の看板や電柱幕等で注意喚起している。
- 【委員】・警察では、マナーがあまりにもひどい者にはパトカー等で警告をするなど対応しているが、いちごっこになってしまっている。
・自転車については、よほど悪質な飲酒運転等のレベルでないと行政処分ができないため、個人個人のマナー意識の向上が必要になってくる。これについては、市と連携を図って地道に対応していくしかない。
- 【委員】・自転車の乗り方の啓発だけでは限界があるのではないか。千葉市では自転車の通行帯を設けている。そういった環境面での整備も大事だと思う。習志野市は道が狭く、子どもたちが通学するには危険な道も多い。
- 【事務局】・自転車走行レーンの整備については都市環境部道路課が主管課となっており、近年、整備計画を整えていると聞いている。
・習志野市の現状、計画・対策等を確認する。
- 【委員】駐輪場について、新規開設となった場合、市だけでは限界があるので鉄道会社等も巻き込んで整備できたらと思う。
- 【事務局】・現在、市営の駐輪場は市内29箇所ある。その中で鉄道会社の協力を得ながら行っている部分もある。
・今後、より連携を深めていき、できるだけ歩行者等に迷惑がかからない駐輪場を市で管理・協議し、鉄道会社の方たちとの協力を推し進めていきたいと考えている。
- 【委員】背の低いこどもの形をした標識があるが、これは警察が設置しているのか。また、事故があった場所に設置しているのか。

	<p>【事務局】・防犯安全課では設置していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の中では道路課や教育委員会等が設置する可能性がある。可能性のあるところを調査・確認する。 <p>【委員】警察では看板等を設置することは少ないが、習志野警察署独自の施策という可能性もあるので、確認する。</p> <p>第2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習志野市安全で安心なまちづくり第2期実施計画（案）の内容についての指摘は無いことから、この内容で、最終的に市長決裁の手続きをとる。新元号が定まり、その後、ホームページ等には4月以降に掲載する予定。 ・来年度の安全で安心なまちづくり協議会は2回の開催を予定している。 ・当会議で調査・確認事項があることから、来年度の1回目の協議会で実施計画が始まったことに伴う報告等を行う予定。 <p>閉会</p>
問合せ先	<p>所 管 課：協働経済部 防犯安全課</p> <p>電話番号：047-451-1151（内線245）</p>